

2011年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### ★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

#### 【回答】

本市では、日本国憲法及び地方自治法の理念を遵守し、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実に努めています。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

#### 【回答】

現在、国民健康保険税滞納者に対する国民健康保険被保険者短期証の交付を実施しています。他の行政サービスの制限は調査研究中で実施していません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

#### 【回答】

現在、愛知県地方税滞納整理機構(愛知県東尾張地方税滞納整理機構)に職員派遣及び徴収事務を移管してはいません。今後の参加については、他の自治体の動向等を調査研究していきます。税滞納世帯については、早期の納税相談等にて対応しています。

## ★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】

本市では、災害時には職員初動マニュアルにおいて、災害時における職員の対応編成を行っています。また、今回の東日本大震災を検証し、職員の体制づくりの検討を行っています。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】

東日本大震災における防災計画の見直しについては、国や県の防災計画と連動していますので、地震の規模や想定については国の中央防災会議及び県の地域防災計画の見直しの動向により順次見直しを行っていきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】

避難所としての小学校の耐震化は完了しています。

他の避難所の耐震化については、一部耐震化されていない施設があるため、避難所としての適否について、防災会議において検討します。

食料・水などの備蓄強化については、現在食料(クラッカー・アルファ米)約 52,000 食、水(500 ml換算)約 30,000 本を保管。他にキリンビール名古屋工場と災害時における応援協定を締結し、飲料水(32,000t)及び加工米(100t)の確保に努めています。

個人住宅の耐震化については、補助額を従来の 70 万円から 100 万円へ引き上げ、住宅の耐震化の促進を図っています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】

一部の施設を除いてバリアフリー化は完了しています。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】

現在、特別養護老人ホーム4ヶ所(340 床)及び障害者センター1ヶ所(50 床)と災害時における要援護者の避難施設として協定を結んでいます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】

本市が属する医療圏には災害拠点病院はありませんが、県の地域保健医療計画では、「災害時の医療の確保を図るため、災害拠点病院など医療施設等の耐震化を推進するとともに、施設、整備の充実及び機能の強化を図ります。」とされています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】

平成 21 年 10 月に合併した春日地区を追加し、清須市周辺の活断層で発生する M7.0 以上の地震及び海溝型地震(東海地震・東南海地震)の 2 タイプを想定地震として、今年度に作成します。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】

自主防災会本部長会議・自主防災訓練時における啓発及び広報等での啓発を実施しています。また、小・中学校においても、防災訓練等において防災教育を推進しています。

## 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障について

#### (1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設

置してください。

**【回答】**

介護保険料については、介護保険事業計画にて決定しています。2011年については第4期介護保険事業計画にて決定した保険料となっています。2012年から2014年までの第5期介護保険事業計画について、現在、福祉計画策定委員会にて保険料段階についても協議をして策定しているところです。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

**【回答】**

第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にて、2009年から2011年までの介護保険料は決定しています。第4期については、所得段階7段階で行っていて、低所得者に対しては、最大50%減となっています。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

**【回答】**

所得に応じて、一定額を超える場合は高額介護サービスの支給制度があり、それ以外は考えていません。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

**【回答】**

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援と非該当の境目にある高齢者に対して総合的で切れ目のないサービスを提供していく制度ですが、詳しい内容などまで情報不足な点や実施していくための基盤整備が出来ないため十分に検討して行っていきたいと考えています。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

**【回答】**

西春日井福祉会による特別養護老人ホーム(平安の里)が2012年4月にオープン予定です。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

**【回答】**

現在は、社会福祉協議会に委託をして、1ヶ所で実施しています。また、地域包括支援センターの職員についても介護の専門職としての自覚をもって業務を行っていただいています。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

**【回答】**

介護従事者処遇改善特例交付金等、財政的支援が行われていると思いますが、労働条件については、各事業所で検討しているものと考えます。

**(2) 高齢者福祉施策の充実について**

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

**【回答】**

緊急通報システム、配食サービス、寝具乾燥サービス、ホームヘルパー派遣事業を実施し、自立した生活が続けられるよう支援を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

**【回答】**

あしがるバス(地域巡回バス)を運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

老人福祉センターの会議室など貸し出しを行っています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

公営住宅の建設予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスについては、昼食及び夕食の1日2食を週5日提供しています。(土・日の希望者については、業者の照会)また、会食会はサロン事業として、社会福祉協議会で実施しています。

### (3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要介護1以上の方については、対象となります。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

要介護認定時にお知らせ文書を同封しています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

後期高齢医療対象者の医療費負担の無料については、愛知県広域連合に於いて決められることで、本市独自の無料は考えていません。

後期高齢者福祉医療の拡大については、現在のところ考えていません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。(十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。)

清須市における短期証発行件数0件

## 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】

現在のところ18歳年度末までの拡大は、考えていません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】

現在、産前についてのみ14回まで無料としています。初回健診の無料化は考えていません。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】

すでに1.4倍以下で運用しています。当市の基準は1.3倍以下です。

- ★④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

学校給食費に関する補助は就学援助費では全額、特別支援教育就学奨励費では半額、また第3子以降は、給食費補助要綱により、清須市立小中学校へ同一世帯から3名以上かよっている場合は、その世帯の課税状況が非課税かもしくは所得割課税がない場合には、第3子以降の児童生徒について給食費が全額補助の対象となっています。

現在のところ全児童生徒分の給食費の無料化は検討していません。

#### 4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国保の広域化は国に於いて、どのように進めるか検討されていますので、その動向を注視しているところです。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

清須市の一般会計及び国保の財政は非常に厳しい状況であり、減免制度の拡充及び保険料の引き下げについては考えていません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現在のところ考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現在の基準の範囲内で対応したいと考えています。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

現在のところ資格証明書の発行はしていません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

現在のところ給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

収納課に於いて納税相談され分納されている世帯には、短期保険証を発行しており、正規の保険証と変わりありません。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

収納課に於いて加入者の実態を正確に把握するとともに、納付相談を十分おこない対処しています。また、無保険者の調査は実施する考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

免

生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対して減免をしています。

減免制度(平成20年8月1日施行)の周知については、市のホームページ・広報・窓口パンフレットに掲載して周知しています。

## 5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】

国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】

国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】

国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】

国の制度に準じており、現在のところ考えていません。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】

第3期障害福祉計画については、市民ワークショップや市民アンケート調査を実施しており、障害者等の意見を取り入れた策定を実施しています。

また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設等については、市独自の助成制度は設けていません。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】

現在のところ考えていません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】

現在のところ考えていません。

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】

無料化について・・・国保対象者の特定健診(歯周疾患検診も希望によって実施)については自己負担金は無料です。

がん検診については、自己負担金を検診項目ごとに、実費の1/3程の負担をお願いしています。

歯周疾患検診は、清須市国保加入者については、特定健診(集団健診のみ)時に無料で実施しています。

実施方法について・・・特定健診については、希望により個別医療機関委託又は集団健診の選択制としています。

がん検診等については、実施医療機関の確保や費用の面から集団健診で実施しており、個別医療機関委託や通年化は考えていません。

ただし、子宮がん検診については、名鉄病院に委託しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

現在 30～39 歳を対象として集団健診により実施(歯周疾患検診も同時実施)していますが、無料化については、考えていません。

## 7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】

財政面から無料化は考えていません。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

現段階では考えていません。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

相談者に対しては、生活保護の申請をする意思があるかどうかを確認し、申請する意思がある場合は、直ちに申請を受理しており、保護申請の妨害は一切していません。ただし、他法他施策を優先させるため、他に生活を維持していく手段が見つかった場合は申請の却下という処置をとらせていただく場合があります。

また、生活保護の要否の決定等に関しては、生活保護法第24条の規定による14日以内の通知を実施しており、早急な対応を心掛けています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

**【回答】**

自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取扱いはしていません。

- ③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

**【回答】**

就労支援等については、日頃より迅速で丁寧な対応を実施しています。しかし、今日の継続する不況の中、ケースワーカーによる就労支援のみでは徹底実施を行い難く、より専門的に実施するため「就労支援員」を臨時職員として平成 23 年 4 月 1 日から採用しています。

**【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上